

○明治薬科大学大学院学則

制定	昭和 50 年 3 月 25 日
改正	昭和 53 年 4 月 1 日
	昭和 54 年 4 月 1 日
	昭和 55 年 4 月 1 日
	昭和 56 年 4 月 1 日
	昭和 57 年 4 月 1 日
	昭和 63 年 4 月 1 日
	平成元年 5 月 25 日
	平成 4 年 3 月 1 日
	平成 4 年 11 月 11 日
	平成 6 年 11 月 9 日
	平成 7 年 6 月 1 日
	平成 8 年 3 月 8 日
	平成 10 年 3 月 7 日
	平成 10 年 4 月 25 日
	平成 10 年 12 月 24 日
	平成 14 年 3 月 1 日
	平成 14 年 9 月 3 日
	平成 14 年 12 月 18 日
	平成 16 年 4 月 28 日
	平成 18 年 3 月 15 日
	平成 18 年 11 月 9 日
	平成 19 年 3 月 20 日
	平成 20 年 7 月 10 日
	平成 21 年 2 月 28 日
	平成 21 年 3 月 13 日
	平成 23 年 3 月 18 日
	平成 25 年 3 月 21 日
	平成 26 年 3 月 24 日
	平成 27 年 2 月 28 日
	平成 27 年 3 月 23 日
	平成 29 年 7 月 5 日
	平成 30 年 1 月 30 日
	平成 30 年 4 月 23 日
	平成 31 年 4 月 22 日
	令和元年 12 月 10 日
	令和 2 年 1 月 29 日
	令和 2 年 2 月 29 日

第1章 総 則

(目的)

第1条 明治薬科大学大学院(以下「本大学院」という。)は、本学の目的使命に則り学術の理論及び応用を教授・研究しその深奥を極め、もって文化の創造発展と人類の福祉に寄与することを目的とする。

(研究科専攻)

第2条 本大学院に薬学研究科を設け、次の専攻を置く。

生命創薬科学専攻

薬学専攻

(医療薬学特別コース)

第2条の2 薬学研究科生命創薬科学専攻博士課程(後期)に医療薬学特別コースを置く。

2 前項の医療薬学特別コースに関し必要な事項は、別に定める。
(課程及び修業年限)

第3条 薬学研究科生命創薬科学専攻、薬学専攻に博士課程を置く。

2 生命創薬科学専攻博士課程の標準修業年限は5年とし、前期2年の課程(以下「博士課程(前期)」という。)及び後期3年の課程(以下「博士課程(後期)」という。)に区分する。博士課程(前期)は、修士課程として取り扱う。

3 薬学専攻博士課程(以下「博士課程〔4年制〕」という。)の標準修業年限は4年とする。

(博士課程(前期)、博士課程(後期)及び博士課程〔4年制〕の目的)

第4条 博士課程(前期)は、グローバルな視野に立ち精深な学識を授け、専攻分野における優れた研究能力と高度な研究技能及びその基盤となる豊かな学識を養うことを目的とする。

2 博士課程(後期)は、卓越した学識並びに優れたリーダーシップと精巧な技能を備えた力量ある専門研究者、教育者又はその他関連する様々な業務従事者として国際的に広く通用する優れた人材の育成に必要な論理的思考能力と豊かな基礎的学識を養うことを目的とする。

3 博士課程〔4年制〕は、特定の臨床領域における高度な知識・技能・態度を持ち、全人的で論理的な問題解決能力を有する専門薬剤師の養成と種々の病態・病因を究理解明する生命科学又は医薬品のレギュラトリーサイエンスや薬剤疫学などに高度な知識と研究能力を持つ研究者及び教育者の養成を目的とする。

(収容定員)

第5条 本大学院の収容定員は次のとおりとする。

生命創薬科学専攻	博士課程(前期)	入学定員	20名	(収容定員40名)
	博士課程(後期)	入学定員	5名	(収容定員15名)
薬学専攻	博士課程	入学定員	5名	(収容定員20名)

(在学期間)

第6条 博士課程(前期)の学生は4年、博士課程(後期)の学生は6年、博士課程〔4年制〕の学生は8年を超えて本大学院に在学することはできない。

第2章 教育方法、履修方法等

(教育方法)

第7条 本大学院の教育は、授業科目及び学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)によって行うものとする。

2 大学院薬学研究科会議(以下「研究科会議」という。)は、教育上有益と認めるときは、あらかじめ協議のうえ、学生が他の専攻または他の大学院、若しくは研究所等において必要な講義及び研究指導を受けることを認めることができる。ただし、生命創薬科学博士課程(前期)学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

3 博士課程〔4年制〕、博士課程(前期)又は博士課程(後期)において、社会人学生の修学への配慮等教育上特別の必要がある場合は、夜間その他特定の時間または時期において教育を行うことができる。

(博士課程(前期)の修了要件)

第8条 博士課程(前期)の修了の要件は、大学院に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、本大学院の行う修士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関して、優れた業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

(博士課程(後期)の修了要件)

第9条 博士課程(後期)の修了の要件は、大学院に5年(博士課程(前期)に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学し、45単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、本大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関して、優れた研究業績を上げた者については、大学院に3年(博士課程(前期)に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学すれば足りるものとする。

- 2 本大学院学則第27条第5項の規定により、本大学院への入学資格に関して修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が、博士課程(後期)に入学した場合の博士課程(後期)の修了の要件は、大学院に3年以上在学し、15単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ本大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関して、優れた研究業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

(博士課程〔4年制〕の修了要件)

第9条の2 博士課程〔4年制〕の修了の要件は、大学院に4年以上在学し、40単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、本大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。

ただし、在学期間に関して、優れた研究業績を上げた者については、大学院に3年以上在学すれば足りるものとする。

(履修方法)

第10条 本大学院研究科に設ける授業科目、配当単位数及び履修方法は、別表のとおりとする。

第3章 単位認定、課程修了、学位(修士・博士)

(単位認定)

第11条 履修授業科目の単位の認定は、筆記もしくは口頭試験によるものとする。

- 2 前項試験等の成績は、優、良、可及び不可の4段階に分け、優、良、可を合格、不可を不合格とする。合格した授業科目については、その授業科目の単位を与える。不合格の授業科目については、再試験を行うことがある。
- 3 本大学院に入学する前に他の大学院において修得した単位は、10単位を超えない範囲内で、本大学院で修得したものとして認定することができる。
- 4 本大学院に入学する前に本大学院の科目等履修生として修得した単位は、10単位を超えない範囲内で、本大学院で履修したものとして認定することができる。
- 5 第7条第2項に基づき他の大学院等において修得した単位は、6単位を超えない範囲内で、本大学院で修得したものとして認定することができる。

6 本大学院入学前に本学薬学部において修得した本大学院の単位は、6単位を超えない範囲内で、本大学院で修得したものとして認定することができる。

(学位論文の提出)

第12条 学位論文は、所定の期日までに指導教員を通じて学長に提出するものとする。

(学位論文の評価)

第13条 学位論文は、専攻した専門分野における深い学識と研究能力を証示するに足りるものをもって合格とし、かつ、公開するものとする。

(学位論文の審査)

第14条 学位論文の審査は、学位規程第6条に定める審査委員会で行う。

(最終試験)

第15条 最終試験は、学位論文を中心として、これに関連のある科目について筆記又は口頭により前条の審査委員会がこれを行う。

(課程修了の認定)

第16条 博士課程(前期)の修了は、第8条に定めた要件を満たし、かつ、学位論文の審査及び最終試験に合格した者について、これを決定する。

2 特定の課題についての研究の成果の審査をもって、修士論文の審査に代えることができる。

3 博士課程(後期)の修了は第9条に定めた要件を満たし、かつ、学位論文の審査及び最終試験に合格した者について、これを認定する。

4 博士課程〔4年制〕の修了は第9条の2に定めた要件を満たし、かつ、学位論文の審査及び最終試験に合格した者について、これを認定する。

5 課程修了の認定は、審査委員会の報告に基づいて研究科会議においてこれを行う。

(学位の授与)

第17条 本大学院において、博士課程(前期)の修了を認定された者に対しては、修士(薬科学)の学位を、博士課程(後期)の修了を認定された者に対しては、博士(薬科学)の学位を、博士課程〔4年制〕の修了を認定された者に対しては博士(薬学)の学位を授与する。

2 明治薬科大学学位規程は、別に定める。

第4章 教員組織と運営機構

(教員組織)

第18条 本大学院の授業及び研究指導を担当する教員には、本大学院教授がこれを担当する。ただし、准教授、講師又は助教に担当させることがある。

2 大学院担当教員の資格については、別に定める。

(運営機構)

第19条 本大学院の教学に関する事項を審議するために研究科会議を置く。

2 研究科会議の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(大学院運営委員会)

第19条の2 大学院の運営に関して具体的な事項を審議するため、研究科会議の下に大学院運営委員会を置く。

2 大学院運営委員会の構成及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(専攻委員会)

第19条の3 各専攻に係る事項を審議するため、大学院運営委員会の下に生命創薬科学専攻委員会、薬学専攻委員会を置くことができる。

2 前項の専攻委員会の構成及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(学内設置委員会等)

第19条の4 本大学院に、前条に規定する委員会以外の委員会及びその他必要な会議を置くことができる。

2 前項に規定する委員会、その他必要な会議に関する規程は、別に定める。

(大学院委員会の審議)

第20条 削除

(職員組織)

第21条 本大学院に、薬学研究科長を置き、科長を補佐するため、各専攻に副科長を置くことができる。

2 大学院の事務を処理するため、事務職員若干名を置く。

3 職員に関する規程は、別に定める。

第5章 自己評価等

(自己評価等)

第22条 本大学院は、教育研究水準の向上を図り、第1条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検し、評価を行う。

2 前項の点検及び評価を行うため、委員会を設置するものとし、その内容は別に定める。

第6章 学年、学期、休業日

(学年)

第23条 学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(学期)

第24条 学年は、次の2学期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第25条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3) 本学創立記念日 5月20日

(4) 春季休業日 4月1日から4月7日まで

(5) 夏季休業日 7月11日から9月10日まで

(6) 冬季休業日 12月25日から翌年1月7日まで

2 学長は、前項の規定にかかわらず、研究科会議の議を経て、休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

第7章 入学、休学、復学、退学、除籍、転学

(入学の時期)

第26条 本大学院に入学する時期は、学期の始めとする。

(入学資格)

第27条 博士課程（前期）に入学を志望できる者は、次のとおりとする。

- (1) 大学の薬学部を卒業した者
- (2) 理科系大学を卒業した者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 大学に3年以上在学し、本大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
- (6) その他、本大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

2 博士課程（後期）に入学を志望できる者は、次のとおりとする。

- (1) 修士（薬科学、薬学又は臨床薬学）の学位を有する者
- (2) 理科系大学大学院において修士の学位を得た者
- (3) 外国において、前2号の学位に相当する学位を授与された者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) その他、本大学院において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

3 博士課程〔4年制〕に入学を志望できる者は、次のとおりとする。

- (1) 大学の薬学部（標準年限を6年とする課程）を卒業した者
- (2) 大学の医学部、歯学部、獣医学部（標準年限を6年とする課程）を卒業した者
- (3) 外国において、学校教育における18年の課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) その他、本大学院において、大学の薬学部（標準年限を6年とする課程）を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(入学出願手続)

第28条 入学志願者は、入学願書に所定の書類及び第40条に定める入学検定料を添えて指定の期日までに願出しなければならない。

(入学検定)

第29条 入学検定は、入学志願者の学力、人物及び身体について行う。

2 前項の選考方法、時期等については、その都度定める。

(入学許可)

第30条 学長は、入学検定に合格した者について、研究科会議の議を経て入学を許可する。

(入学手続・入学許可の取消)

第31条 入学を許可された者は、入学資格を証明する卒業証明書又はその他の証明書、保証人と連署の誓約書、在学保証書、戸籍抄本及び履歴書に学費を添えて指定の期日までに提出しなければならない。

2 前項の手続をしない者に対し、学長は、入学の許可を取消す。

(保証人)

第32条 保証人は、独立の生計を営む者であって、入学者の親族もしくは学費支給の責任者とし、学生の在学中その一身に関する事項について一切の責任を負わなければならない。

2 学長は、保証人がその責任を果たし得ないと認めたときは、その変更を命ずることができる。

3 保証人は、その住所及び身分に異動があったとき、すみやかに届け出なければならない。

4 保証人が死亡し、又はその他の事由でその責任を果たし得ない場合には、すみやかに保証人の変更願を提出し、学長の許可を得なければならない。

(休学)

第33条 疾病、私費留学、経済的事情その他やむを得ない事由により、2か月以上修学することが出来ない場合は、保証人と連署の休学願を提出し、学長の許可を得て、休学することができる。

2 病気を理由とする休学願には、医師の診断書を添えなければならない。

3 学長は、学生が病気その他の理由により修学させることが適当でないと認めたとき、第1項に定める手続を待たずに、当該学生を休学させることができる。

4 学生の休学に関する事項については、学長が決定し、研究科会議に報告する。

(休学の期間)

第34条 休学の期間は1年を限度とする。ただし、やむを得ない理由がある場合は、前条の手続により引き続き休学し、又は休学させることができる。

2 休学の期間は、通算して2年を超えることはできない。

3 休学の期間は、在学年数に算入しない。

(復学)

第35条 休学の理由が消滅し復学しようとする者は、保証人と連署の復学願を提出し学長の許可を得なければならない。

2 休学の理由が病気の場合は、医師の診断書を添えなければならない。

(退学)

第36条 退学しようとする者は、保証人と連署のうえ退学願を提出し学長の許可を得なければならない。

2 削除

3 学長は、第6条に定める在学年限を超えた者、あるいは超えようとする者については、第37条の2第1項第1号によらず、研究科会議の議を経て、在学年限をもって退学とさせることができる。

(退学者の授業料)

第37条 退学する者は、その学期の授業料を納付しなければならない。

(除籍)

第37条の2 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。

(1) 第6条に定める在学年限を超えた者

- (2) 第34条第2項に定める休学の期間満了後、第35条に定める復学の願い出のない者
 - (3) 学費を指定の期日までに納付しない者
 - 2 次の各号の一に該当する者は、研究科会議の議を経て、学長が除籍する。
 - (1) 他大学院に在学していて、本大学院の単位取得に支障をきたす者
 - (2) 2年以上の行方不明者
- (再入学)

第38条 正当の理由により退学した者が、再入学を願い出たときは、学年の始めに限り、研究科会議の議を経て、学長がこれを許可することがある。この場合には、既修の授業科目の全部又は一部を履修させることがある。

(転学)

第39条 本大学院の学生が、他の大学院に転学しようとするときは、保証人と連署の転学願を提出し、学長の許可を得なければならない。

- 2 他の大学院の学生が、所属大学院の長の承認書を添えて、本大学院に転学を志願したときは、欠員のある場合に限り、研究科会議の議を経て、学長がこれを許可することがある。

第8章 学 費

(学費)

第40条 本大学院の学費等は、別紙のとおりとする。

- 2 学費は前期、後期の2期に分けて、次のとおり納付しなければならない。
 - 前期 4月30日まで
 - 後期 9月30日まで
- 3 手数料等その他の学費については、別に定める。

(学費納付の猶予)

第41条 納付期限内に学費を納付することができない場合は、前条に定める納付期限内に所定の学費納付猶予願を提出し、学長の許可を受けなければならない。

- 2 学費納付猶予期間は、前条に定める納付期限後2か月以内とする。

(休学又は停学中の学費)

第41条の2 休学又は停学中であっても、学費は納入しなければならない。

- 2 休学者の授業料については、疾病等やむを得ない理由により休学し、その休学期間が前期又は後期の全期間にわたるときには、当該期分の授業料の二分の一を減免することがある。ただし、学期の中途から休学し又は復学した者は、当該期分の学費を納入しなければならない。なお、入学初年度前期の休学者について、授業料の減免は行わない。
- 3 前項について必要な事項は、別に定める。

(学費の不還付)

第42条 既納の学費等は、理由の如何を問わず、これを返還しない。

第9章 大学院科目等履修生、大学院受託学生、大学院研究生、大学院受託研究生及び留学生

(大学院科目等履修生)

第 43 条 本大学院の授業科目の一部について、本大学院の学生以外の者で、一つ又は複数の授業科目の履修を志望する者に対しては、正規の学生の修学に支障のない限り選考のうえ、大学院科目等履修生として修学を許可することができる。

2 大学院科目等履修生に対し、その試験に合格した場合、当該授業科目の単位を与えることができる。

(大学院受託学生)

第 44 条 他大学院から本大学院の特定科目について研究指導を委託されたときは、選考のうえ、受託学生として許可することがある。

(大学院研究生)

第 45 条 本大学院において高度の研究に従事することを志望する者があるときは、選考のうえ、大学院研究生として入学を許可することがある。

(大学院受託研究生)

第 45 条の 2 本大学院以外の機関に所属する者で、その所属機関の長の委託により、本大学院において、特定の課題について教授の指導を受け、研究することを志望する者があるときは、選考のうえ、大学院受託研究生として入学を許可することがある。

(留学生)

第 46 条 第 27 条に定める資格を持ち、かつ外国公館の証明のある外国人に対しては、選考のうえ、入学を許可することがある。

(大学院認定薬剤師聴講生)

第 46 条の 2 削除

(諸規程の制定)

第 47 条 大学院科目等履修生、大学院受託学生、大学院研究生、大学院受託研究生、留学生に関する規程は、別に定める。

第 10 章 賞 罰

(表彰)

第 48 条 人物及び学業成績の特に優れた者に対して学長は、研究科会議の議を経てこれを表彰することがある。

(懲戒)

第 49 条 本学則、その他本学の定める諸規則を守らず、学生の本分に反する行為のあった者は、研究科会議の議を経て、学長が懲戒する。懲戒は、その軽重によって、退学、停学及び訓告とする。ただし、退学は、次に該当する者について行う。

(1) 性行不良で、改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で、成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当の理由なく出席常でない者

(4) 本学の秩序を乱し、その他、学生としての本分に反した者

第 11 章 図書館、研究指導施設

(図書館)

第 50 条 本学に、図書館を置き、図書その他の文献及び研究資料を収集管理し、本大学院学生の閲覧に供する。

第51条 本学学部の諸施設は、必要に応じて、本大学院学生の研究及び指導に指導に充てるものとする。

第12章 雑則

(学部学則の準用)

第52条 この学則で規定のない事項のうち必要な事項については、明治薬科大学学部学則の規定を準用する。

(改正)

第53条 この学則の改正は、研究科会議の議を経て、学長が定める。

附則

この学則は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第26条については、平成14年10月1日から適用する。

附則

この学則は、平成16年4月1日から施行し、平成16年度入学者から適用する。

附則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第32条第1項は、平成20年度の入学者から適用する。

附則

この学則は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度入学者から適用する。

附則

この学則は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度入学者から適用する。

附則

この学則は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度入学者から適用する。

附則

この学則は、平成26年4月1日から施行し、平成24年度入学者から適用する。ただし、別表1は、平成26年度入学者から適用する。

附則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この学則は、平成29年7月5日から施行し、平成29年7月1日から適用する。ただし、別表3は、平成29年度在籍者から適用する。

附 則

この学則は、平成 30 年 1 月 30 日から施行する。ただし、別表 1 は、平成 30 年度入学者から適用する。

附 則

この学則は、平成 30 年 4 月 23 日から施行する。ただし、別表 3 は、平成 30 年度入学者から適用する。

附 則

この学則は、平成 31 年 4 月 22 日から施行する。ただし、別表 3 は、平成 31 年度入学者から適用する。

附 則

この学則は、令和元年 12 月 10 日から施行する。

附 則

この学則は、令和 2 年 1 月 29 日から施行し、令和 2 年 1 月 1 日から適用する。

附 則

この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表1

研究科 専攻、課程		授業科目		単 位		備考	
				必修	選択		
薬 学 研 究 科	生命創薬科学専攻 博士課程（前期）	薬学総合講義		1		自由選択科目	
		学術論文総説講演Ⅰ		2			
		生命・研究倫理		1			
		生命創薬科学総合演習ゼミ			2		
		インターンシップ			1		
		創薬化学コース	有機元素化学特論				1
			有機元素化学演習				1
			精密合成化学特論				1
			精密合成化学演習				1
			薬化学特論				1
			薬化学演習				1
			機能性分子化学特論				1
			機能性分子化学演習				1
			薬品物理化学特論				1
			薬品物理化学演習				1
		生命科学コース	生物活性天然物科学特論				1
			生物活性天然物科学演習				1
			製剤学特論				1
			製剤学演習				1
			生体分子機能学特論				1
			生体分子機能学演習				1
			生体機能調節学特論				1
			生体機能調節学演習				1
			ゲノム情報解析学特論				1
			ゲノム情報解析学演習				1
		生体分析化学特論			1		
		生体分析化学演習			1		
		感染制御学特論			1		
		感染制御学演習			1		
		微生物学特論			1		
		微生物学演習			1		
		受容体薬理学特論			1		
		受容体薬理学演習			1		
神経再生薬理学特論			1				
神経再生薬理学演習			1				
生命創薬科学課題研究Ⅰ		10					
合計		14	33				

1. 本大学院に2年以上在学し、必要単位を修得するものとし、かつ学位論文を提出し、最終試験を受けて合格しなければならない。
2. 自由選択科目は、課程修了に必要な所定の単位に含まれない。
3. 生命創薬科学課題研究Ⅰの修得、論文の作成に当たっては、予め指導教員を選び、その指導を受けなければならない。
4. 履修すべき科目は必修科目について14単位、選択科目については創薬化学コース、生命科学コースいずれかの所属するコースの特論・演習から12単位以上、その他のコースの特論・演習から4単位以上、合計30単位以上を修得するものとする。

別表2

研究科 専攻、課程		授業科目	単 位		備考
			必修	選択	
薬学 研究科	生命創薬科学 博士課程 (後期) 専攻	学 術 論 文 作 成 ・ 発 表 演 習	1		
		学 術 論 文 総 説 講 演 II	2		
		生 命 創 薬 科 学 課 題 研 究 II	12		
合 計		15	0		

1. 本大学院に5年（博士課程(前期)修了者は、当該課程2年の在学期間を含む）以上在学し、必要単位を修得するものとし、かつ学位論文を提出し、最終試験を受けて合格しなければならない。
2. 履修すべき科目は、必修科目15単位とし、博士課程（前期）で修得した単位を含め、合計45単位以上を修得するものとする。
3. 大学院学則第27条第5項の規定により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると本大学院が認めた者は、本大学院に3年以上在学し、必要単位を修得するものとし、かつ学位論文を提出し、最終試験を受けて合格しなければならない。
4. 上記3に該当する者の履修すべき科目は必修科目であり、合計15単位以上を修得するものとする。
5. 生命創薬科学課題研究Ⅱの修得、論文の作成に当たっては、予め指導教員を選び、その指導を受けなければならない。

別表3

研究科 専攻、課程		授業科目		単 位		備考
				必修	選択	
薬学 専攻 研究 科	薬学 専攻 博士 課程	総合科目	学術論文講読・演習	4		
			学術論文作成特論	1		
			研究計画立案(リサーチプロポーザル)演習	1		
			教育・研究指導演習		1	
			学術発表演習	2		
			海外研修 I		5	
			海外研修 II		5	
			実践英語 I (TOEFL, TOEIC)		1	
		実践英語 II (TOEFL, TOEIC)		1		
		医療薬学分野特論・演習	薬物治療学特論		1	
			薬物治療学演習		1	
			総合臨床薬学特論		1	
			総合臨床薬学演習		1	
			病態生理学特論		1	
			病態生理学演習		1	
			薬剤疫学特論		1	
			薬剤疫学演習		1	
			臨床薬物代謝学特論		1	
	臨床薬物代謝学演習			1		
	薬剤学特論			1		
	薬剤学演習			1		
	医薬品情報学特論			1		
	医薬品情報学演習			1		
	基礎薬学分野特論・演習	臨床漢方特論		1		
		臨床漢方演習		1		
		感染制御学特論		1		
		感染制御学演習		1		
		衛生科学特論		1		
		衛生科学演習		1		
		分析化学特論		1		
		分析化学演習		1		
		分子病態学特論		1		
		分子病態学演習		1		
	薬学 課題 研究	分子製剤学特論		1		
		分子製剤学演習		1		
		機能性化学特論		1		
		機能性化学演習		1		
		薬効薬理学特論		1		
		薬効薬理学演習		1		
		薬化学特論		1		
		薬化学演習		1		
	薬学課題研究		20			
合 計		28	45			

1. 本大学院に4年以上在学し、必要単位を修得するものとし、かつ学位論文を提出し、最終試験を受けて合格しなければならない。
2. 薬学課題研究の修得、論文の作成に当たっては、予め指導教員を選び、その指導を受けなければならない。
3. 履修すべき科目は必修科目について28単位、選択科目については12単位以上、合計40単位以上を修得するものとする。ただし、選択科目は、医療薬学分野特論・演習または基礎薬学分野特論・演習から、所属する研究室に関連する分野の科目を2単位以上修得するものとする。

別紙

学 費 等	金 額			備 考
	生命創薬科学専攻 博士課程（前期）	生命創薬科学専攻 博士課程（後期）	薬学専攻 博士課程	
入学検定料	30,000 円	30,000 円	30,000 円	(注)
入 学 金	200,000 円	200,000 円	200,000 円	
授 業 料	900,000 円	680,000 円	680,000 円	

(注) 生命創薬科学専攻博士課程（前期）に入学する本学学部卒業生は入学金を免除する。
 生命創薬科学専攻博士課程（後期）に入学する本学博士課程（前期）修了者は入学金を免除する。
 薬学専攻博士課程に入学する本学薬学部卒業生、本学大学院博士課程（前期）修了者は、入学金を免除する。